第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収支報告書（令和元年分）

（平成　　年　　月　　日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に　☑　を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

	ふりがな	
1 政治団体の名称	はせがわかいちこうえんかい	長谷川嘉一後援会
2 主たる事務所の所在地		群馬県太田市由良町300-1
3 代表者の氏名		長谷川嘉一
4 会計責任者の氏名		木村和子

（受付印）

群馬県
-2. 5. 22
選挙管理委員会
収受

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- 政治資金団体
 - 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 - ☑ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
 - □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- □ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

松田　泰

（電話連絡先）

0276-32-5011

（選管使用欄）

番号
2201

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☑ 有　□ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類（選挙区等）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	長谷川嘉一

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名	長谷川嘉一
公職の種類（選挙区等）	衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	A=B+C	5,847,848
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B	298,848
（本年の収入額）	C	5,549,000
支　出　総　額	D	5,718,047
翌年への繰越額	E=A-D	129,801

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0 人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,300,000	（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,300,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附	0	（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	1,300,000	

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
懇親会	219,000	11月7日実施（3000円会費×73人）
総会	1,815,000	2月17日実施（3000円会費×605人）
国政報告会	715,000	2月16日実施（1000円会費×715人）
国政報告会	1,500,000	3月12日実施（1000円会費×1500人）
この頁の小計	4,249,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合は（その１０）、１つのパーティーにつき、同一の者が２０万円を超えてパーティー券を購入した場合は（その１１）を作成すること。
合計	4,249,000	

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分（該当するものに○）	1. 個人	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考	
長谷川嘉一	500,000	31	2	28	群馬県太田市由良町921	衆議院議員		
長谷川嘉一	800,000	1	10	31	〃	〃		
この頁の小計	1,300,000							
その他の寄附	0							
合計	1,300,000							

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目			金額	備考 うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	備考
1 経常経費	(1) 人件費		190,000		
	(2) 光熱水費		8,463		
	(3) 備品・消耗品費		158,509		
	(4) 事務所費		619,462		
	小計（経常経費の計）		976,434	0	
2 政治活動費	(1) 組織活動費		200,796		
	(2) 選挙関係費		4,000		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア～エの計）		4,536,817	0	ア～エの計を記載
		ア 機関紙誌の発行事業費	0		
		イ 宣伝事業費	799,531		
		ウ 政治資金パーティー開催事業費			
		エ その他の事業費	3,737,286		
	(4) 調査研究費		0		
	(5) 寄附・交付金		0		
	(6) その他の経費		0		
	小計（政治活動費の計）		4,741,613	0	
合計			5,718,047		

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、（その１６）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　　目 (該当するものに○)	(2)光熱水費

支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名 （又は名称）	支出を受けた者の住所 （又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	8,463
合　　計	8,463

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目 (該当するものに○)	(3)備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
印代	16,170	1 11 15	平安印章	太田市本町20-4		
事務用品	20,106	1 12 13	ワン・フラッグ・クラブ株式会社	東京都豊島区西巣鴨3-26-1-1116		
両面テープ他	67,004	1 12 24	ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎1-16-2		
しめ飾り代金	20,000	1 12 29	川田　明	太田市強戸町119-2		
この頁の小計	123,280	1件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）				
その他の支出	35,229	←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。				
合　計	158,509					

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目 (該当するものに○)	(4)事務所費					
支出の目的	金額		年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
邑楽事務所家賃６月分	55,000		1	6	7	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃７月分	55,000		1	6	28	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃８月分	55,000		1	8	8	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃９月分	55,000		1	8	30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
駐車場代９月分１０月分	18,000		1	9	4	上岡房子	埼玉県草加市栄町1-8-8-208	
邑楽事務所家賃１０月分	55,000		1	9	30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃１１月分	55,000		1	10	31	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
館林事務所駐車場代	18,000		1	12	5	上岡房子	埼玉県草加市栄町1-8-8-208	
邑楽事務所家賃12､1月分	110,000		1	12	11	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
電話料金	15,028		31	4	21	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	11,874		1	5	22	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
政治資金監査料	50,000		1	7	18	小滝芳江税理士事務所	桐生市菱町2丁目3507-7	

この頁の小計	552,902
その他の支出	66,560
合　計	619,462

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1)組織活動費
		（ 行事・会議費 ） ←項目別区分(小分類) を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寿司代	18,000	31 2 2	源来軒	太田市宝町539-4	
弁当代	11,360	31 2 2	株式会社登利平	群馬県前橋市公田町667-2	
弁当代	36,550	31 2 11	中華工房彩煌	群馬県太田市由良町300-1	
お弁当代	12,600	1 5 11	株式会社スリーエス	邑楽郡邑楽町赤堀3546	
弁当代	12,960	1 6 29	有限会社三徳	栃木県小山市大字下河原田954	
お弁当代（50個）	35,500	1 7 3	株式会社登利平	前橋市公田町667-2	

この頁の小計	126,970	１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
その他の支出	65,166	←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。
合計	192,136	

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1)組織活動費
		（ 旅費交通費 ） ←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0	１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
その他の支出	8,660	←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。
合計	8,660	

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(2)選挙関係費
		（ 選挙対策費 ） ←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	4,000
合計	4,000

１件当たり５万円以上の支出（**国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出**）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（**国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出**）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)イ. 宣伝事業費
		（ 宣伝広告費 ） ←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
機関誌	12,050	31 2 21	株式会社プリントパック	京都府日向市森本町野田3-1	
機関誌	24,910	31 4 18	株式会社プリントパック	京都府日向市森本町野田3-1	
ホームページ制作代	496,800	1 5 31	第一印刷株式会社	栃木県栃木市皆川城之内401	
封筒印刷代	46,100	1 7 11	サクセスプランニング株式会社	東京都千代田区神田佐久間町1-16大橋ビル5階	
機関誌印刷代	168,912	1 8 9	東京広告株式会社	太田市西新町12番地の2	
機関誌印刷代	22,710	1 11 13	佐川フィナンシャル株式会社	東京都江東区新砂1-8-10	

この頁の小計	771,482	１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
その他の支出	28,049	←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。
合計	799,531	

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)エ.その他の事業費
		（ 2/16　国政報告会/歌謡ショー　） ←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
文化会館使用料	66,960	31 2 10	館林市分任出納員　戸叶俊文	群馬県館林市城町3-1	
出演料	150,000	31 2 16	A&Sカンパニー	東京都板橋区小茂根3-4-5-601	
出演料	380,000	31 2 16	有限会社オフィスエンドウ	東京都目黒区上目黒3-44-29ライオンンズマンション302号	
出演料	30,000	31 2 16	中野法子	前橋市上沖町94-29	

この頁の小計	626,960
その他の支出	21,380
合計	648,340

１件当たり５万円以上の支出（**国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出**）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（**国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出**）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)エ.その他の事業費
		（ 2/17　総会 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
飲食代	1,815,000	31 3 1	冠稲荷神社ティアラグリーンパレス	群馬県太田市細谷町1番地	

この頁の小計	1,815,000
その他の支出	12,506
合計	1,827,506

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)エ.その他の事業費
		（ 3/12　国政報告会/歌謡ショー　） ←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
施設使用料	206,500	31 3 12	一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団	群馬県太田市浜町2番35号	
出演料	30,000	31 3 12	宮島しずえ	太田市世良田町2042-11	
出演料	150,000	31 3 12	大前あつみ	東京都板橋区小茂根3-4-5-601	
出演料	50,000	31 3 12	川田恋	東京都新宿区高田馬場1-7-7-302	
出演料	600,000	31 3 12	株式会社プロジェクト・スコーピオン	東京都港区大門1-5-12	

この頁の小計	1,036,500
その他の支出	5,940
合計	1,042,440

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)エ.その他の事業費
		（ 11/3　懇親会 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
懇親会費	219,000	1 11 7	八王子農園	太田市菅塩町1029-10	

この頁の小計	219,000
その他の支出	
合計	219,000

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１７）

資 産 等 の 状 況

１　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに　☑　を入れること。

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和２年　５月　20日

政治団体の名称　長谷川嘉一後援会

会計責任者の氏名　木村 和子　㊞

＊代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入･押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名　　㊞

＊解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。

政治資金監査報告書

令和２年５月７日

長谷川嘉一後援会
代表　長谷川嘉一　殿

登録政治資金監査人 小滝芳江
登　録　番　号　第　３３７１　号
研修修了年月日　平成 22 年 1月 8日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、長谷川嘉一後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、長谷川嘉一後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

長谷川嘉一後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上